

看護闘争ニュース

速報

2008年11月7日

速報

村上優子さんの過労死裁判

11月13日が国の「上告」期限！
「上告するな」の運動の強化を！！

村上優子さんの過労死裁判で、大阪高裁が「公務災害」との判決を下し、国が1審の判決を不服として控訴してたのを棄却しました。

大阪高裁の判決を受けて、国が上告し、最高裁で争うのか、上告をせず、村上優子さんの勝利を確定させるのか、期限は11月13日です。

優子さんのご両親と支援する会や大阪医労連の仲間は、間髪いれず、11月5日に上京し、職能団体である日本看護協会に、国上告しないよう働きかけるよう要請しました。その後、厚労省に行き、厚生労働省大臣官房と医政局国立病院課へ、上告せず早期解決を図るよう要請し、国会議員への要請も含め行動しました。



日本看護協会への要請

即刻声明発表

「国は大阪高裁の判決を真摯に受け止めて上告を断念すべき」

日本看護協会は、当日の11月5日、菊池令子専務理事と小川忍常任理事が対応しました。協会として、看護職確保定着推進事業をはじめ、医療従事者が健康で安全に働き続けられる職場づくりに取り組んでいること。過労死を引き起こすような現場の厳しい労働実態を改善するために、時間外労働に関する緊急調査を予定していることを報告しました。

村上優子さんの問題では、国は大阪高裁の判決を真摯に受け止めて上告を断念すべきとの考えを示しました。

昨年5月に東京都済生会中央病院で、当直明けの看護師（当時24才）が致死性不整脈により過労死し、労災認定されたが、このような悲劇が2度と起きないように、すべての医療機関に労働条件・労働環境を再点検し、労働基準法等の遵守、時間外労働の改善や夜勤・交替制勤務に対する健康リスクを軽減し、健康で安全に働き続けられる職場づくりに早急に着手するよう、強く呼びかけていくと語りました。

日本看護協会は、懇談の当日に、「過労死を二度と起こしてはならない！」という声明を発表しました。



厚生労働省

大臣官房総務課が対応しました。ご両親と支援する会は、「上告を行わず、早期解決を図ることと、循環器病センターの実態の改善を要請しました。上告については、法務省と検討していると答えました。上告でさらに結論を先延ばしし、ご両親にこれ以上の悲しみを押しつけるなど、強く要請しました。

優子さんの勤務していた国立循環器病センターが、いまだにタイムカードを設置していないこと、労働時間管理や人員配置が改善されていないこと等を指摘しました。しかし、厚労省は「事前命令・事後確認を徹底し、以前より国立病院の運営は改善されている。サービス残業はない。」と発言し、無残な犠牲者を出した何の反省の姿勢も見られませんでした。



11月13日の対政府中央行動で、厚労省前白衣の座りこみの中から、白衣の要請団をだして、さらに「上告するな」の要請を厚労省におこないます。